

第2章 感染症に関する啓発及び知識の普及並びに感染症の患者等の人権の尊重に関する事項 【知識・人権】

1. 基本的事項

[①現状及び課題]

- 新型コロナ禍において、感染症に関する誤解や偏見等により、患者とその家族や周囲の人、治療にあたっている医療関係者、海外からの帰国者等への不当な差別が生じ、個人等に対する人権侵害や円滑な医療及び社会経済活動等に影響が及ぶ事態が起こりました。
- テレビや新聞等による報道のほか、SNS等での投稿や書き込み等、誰もが情報を発信及び閲覧できる時代になり、誤った情報や根拠のない噂等の不確かな情報により、感染症に係る誹謗中傷や風評被害が発生しました。

[②基本的な考え方]

- 県及び保健所設置市である本市は、感染症に関して、可能な限り迅速かつ詳細な情報提供や相談対応を行うほか、正しい知識等の普及を行うに当たっては、医療や報道をはじめ様々な関係機関等との連携等の下、風評被害の防止や個人情報保護等の患者等に係る人権に配慮した視点を持つことが必要です。
- 県、保健所設置市である本市及び一般市町村が、感染症のまん延の防止のための措置を講じる場合には、人権を尊重することが重要です。
- 医療関係者は、患者等への十分な説明と同意に基づいた医療等を提供することが重要です。
- 患者及び医療関係者等に対する不当な差別や偏見を防ぐため、市民は、正しい知識を理解・習得することが重要であるということを理解し、感染症について正しい知識を持ち、自らが予防するとともに、感染者等が差別を受けないよう配慮することが必要です。

2. 今後の施策

(1) 感染症に関する啓発及び知識の普及

- 本市は、市民が感染症に対する正しい知識を持ち、自身の予防につなげるとともに、周囲への感染症のまん延を防ぐため、個人情報を保護し、差別や偏見をなくすよう十分留意しつつ、医療機関や報道機関などの関係機関等との連携等の下、可能な限り迅速かつ詳細な感染症の情報提供

及び正しい知識の普及啓発に取り組みます。

- 本市は、患者及び医療関係者等への差別や偏見をなくすため、国に準じた施策を講じるとともに、相談機能等の市民に身近なサービスを充実させます。特に本市保健所は、本市における感染症対策の中核的機関として、可能な限り迅速かつ詳細な感染症の情報提供、相談対応等のリスクコミュニケーションを行います。
- 医療機関及び大学等の研究機関や医育機関、高齢者施設・障がい者施設・児童養護施設等（以下「高齢者施設等」という。）においては、感染症に関する適切な情報及び正しい知識の普及に努めます。
- 市民は、感染症に関する正しい知識の理解・習得を通じて、自身の感染予防に加え、周囲における感染症のまん延防止にも努めます。

（2）感染症の患者等の人権の尊重

- 本市は、感染症の予防と患者等の人権の尊重の両立を基本的な柱とし、医療や報道をはじめ様々な関係機関等との連携等の下、患者個人の意思や人権を尊重した諸施策に取り組みます。その上で、患者等の個人情報及びプライバシーを保護するため、患者情報等の適正な管理及び流出の防止を責務とします。
- 連携協議会においては、患者及び医療関係者等の個人情報の保護及び人権への配慮に留意し、感染症対策に関する議論を行います。
- 本市は、学校及び認定こども園、幼稚園、保育所等の教育・福祉現場において、感染症に対する正しい知識及び人権の視点からの教育を推進します。
- 市民は、患者及び医療関係者等に対する偏見や差別をなくし、患者及び医療関係者等の人権の尊重に努めます。

[参考]

- | |
|--|
| ○厚生労働大臣が定める「感染症基本指針」における該当項目
第十四 感染症に関する啓発及び知識の普及並びに感染症の患者等の人権の尊重に関する事項 |
| ○関係する目標項目 … 参照：第12章「数値目標」
（6）人材の養成・資質の向上 |